

青森県後期高齢者医療広域連合職員の住居手当に関する規則

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規則第十四号)

改正 平成二十年一月十九日規則第一号

改正 平成二十七年三月二十七日規則第二号

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十五号。以下「条例」という。)第十一条及び第三十一条の規定に基づき、住居手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第二条 条例第十一条第一項第一号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 広域連合から貸与された公舎に居住している職員
- 二 職員の扶養親族たる者(条例第九条に規定する扶養親族で同条例第十条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母又は配偶者の父母で職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに広域連合長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第三条 条例第十一条第一項第二号の規則で定める住宅は、第二条第一号に規定する公舎及び同条第二号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第四条 条例第十一条第一項第二号の規則で定める職員は、青森県後期高齢者医療広域連合職員の単身赴任手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十六号）第五条に該当する職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。）で、同条第二号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する派遣の直前の住居であった住宅（前条に規定する公舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして広域連合長の定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているものとする。

（届出）

第五条 新たに条例第十一条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、広域連合長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに広域連合長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（確認及び決定）

第六条 広域連合長は、職員から前条第一項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十一条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事実を広域連合長が定める様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

第七条 第五条第一項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、広域連合長の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第八条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十一条第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後には、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第九条 広域連合長は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第十一条第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(雑則)

第十条 この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行し、平成二十一年十二月一日から適用する。

附 則 (平成二七年規則第二号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。